

Park-PFI 事業の公募概要について

1 芽室公園 Park-PFI 事業の概要

本町唯一の総合公園である芽室公園については、「(仮称)芽室公園再整備構想」を策定することとしており、芽室公園内(約20ha)において、飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理とその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理許可制度(Park-PFI)」を導入し、官民連携により新たな公園整備を行い、公園利用者の利便性の向上、新たな誘客による消費喚起、地域内経済循環に取り組むもの。

2 公募概要(案)

(1)公募対象公園施設

飲食店、売店等の公園施設であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効と認められるもの。

①提案を求める施設

- ・必須提案施設・・・モンベルショップ(250～300坪)、ビジターセンター(60坪程度)
- ・自由提案施設・・・飲食店または小売店等の便益施設

②公募対象公園施設に係る町の負担

- ・必須提案施設・・・施設整備後、町が借り上げる。
- ・自由提案施設・・・民間事業者の負担とし、町は負担しない。

③公募対象公園施設の維持管理

- ・必須提案施設・・・町及びモンベルが維持管理を行う。
- ・自由提案施設・・・民間事業者が維持管理を行う。

④公募対象公園施設の使用料の下限

50円/㎡・月を下限として民間事業者から提案を受ける。

(2)特定公園施設

公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

①提案を求める施設

- ・必須提案施設・・・駐車場
- ・任意提案施設・・・園路、広場等を含むすべての公園施設が対象

②特定公園施設に係る町の負担上限

特定公園施設については、国庫補助(社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業))の活用を予定しており、1割以上を民間事業者が負担し、町の実質負担(町の負担から国庫補助及び財源措置のある起債を控除した実質負担)の上限を500,000千円とする。(特定公園施設については、民間事業者からの提案のため、町の負担の上限額を示したうえで、より魅力的な提案を求めるもの。)

③特定公園施設の譲渡

民間事業者は、特定公園施設の整備後、特定公園施設に係る整備・譲渡契約に基づき、町に特定公園施設を譲渡することを可能とする。ただし、譲渡を希望しない場合は、民間事業者が所有し、維持管理を行うものとする。

④特定公園施設の維持管理

特定公園施設として整備した施設において、指定管理者制度による運営が想定される場合は、指定管理委託料の想定(年額)の提案を求める。

⑤特定公園施設の使用料の下限(町に譲渡しない場合)

公募対象公園施設の使用料を準用

(3) 利便増進施設

自転車駐車場や看板、広告塔など、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの。

① 提案を求める施設

民間事業者が利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案する。

② 利便増進施設に係る町の負担

民間事業者の負担とし、町は負担しない。

③ 利便増進施設の維持管理

民間事業者が維持管理を行う。

④ 利便増進施設を設置する場合の占用料

1,390 円／本・年(芽室町都市公園条例による)

(4)公募スケジュール(案)

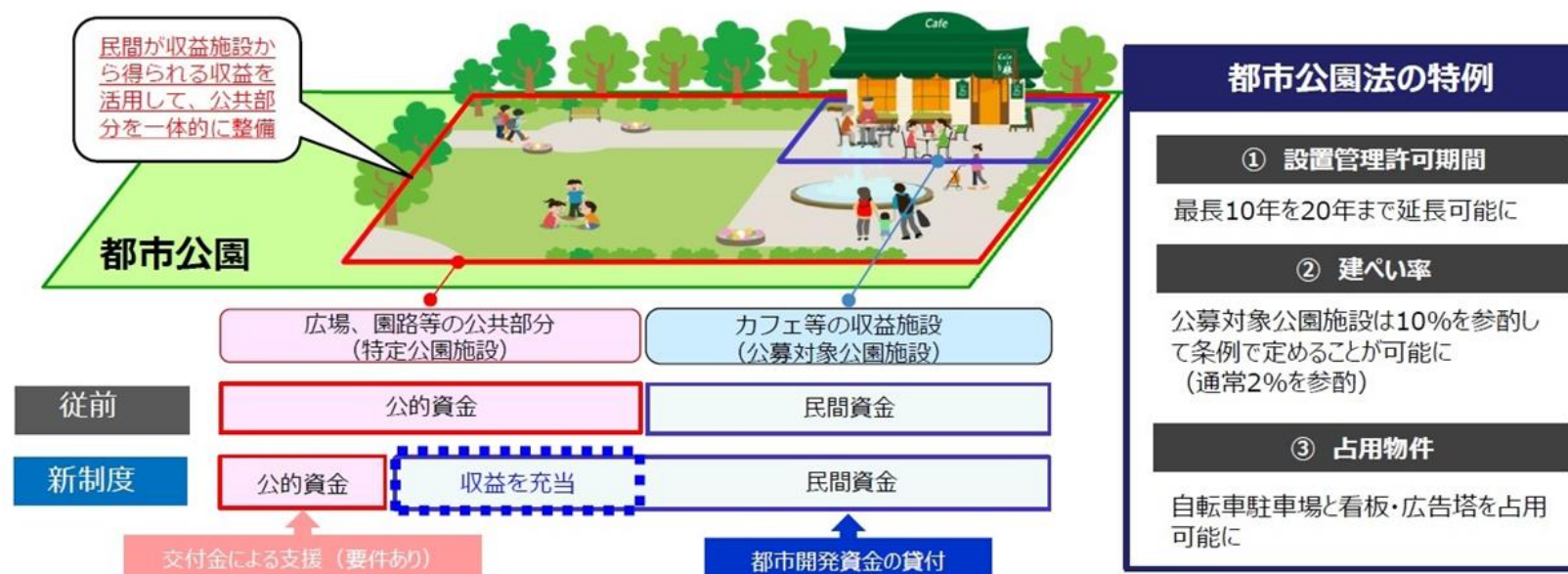
公募設置等指針等の公表	令和7年8月中旬
公募説明会の参加申し込み期限	令和7年8月下旬
公募説明会の開催(予定)	令和7年8月下旬
質問の受付期間	令和7年8月中旬～9月上旬
質問に対する回答期限	令和7年9月中旬
第一次審査(資格審査)の受付期間	令和7年9月下旬～11月中旬
第二次審査(公募等設置計画)の受付期間	令和7年9月下旬～12月中旬
第一次審査(資格審査)	令和7年11月下旬～12月上旬
第二次審査(提案審査)	令和7年12月下旬
設置等予定者の選定	令和8年1月上旬
公募設置等計画の認定	令和8年1月中旬
基本協定の締結	令和8年2月中旬
特定公園施設に係る建設・譲渡契約の締結	令和8年3月頃
設置管理許可	令和8年3月頃
設計・工事期間	令和8年4月頃～令和9年度末
供用開始 (指定管理業務を実施する場合、指定管理業務の開始)	令和9年度末
事業終了	竣工から20年間

(5)その他

公募設置等指針の策定及び設置等予定者の選定にあたっては、選定委員会により学識経験者の意見を聴き、審査等を行う。
(都市公園法及び都市公園法施行規則による)

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

自転車駐車場



看板、広告塔



都市公園における公園施設

- 都市公園に設置することが出来る公園施設は、都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に定められている。

分類	園路広場	修景施設	休憩施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
	広場	芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いかり	ピクニック場	ジャングルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	〔耐震性貯水槽〕
		日陰だな	キャンプ場	ラダー	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	〔放送施設〕
		噴水		砂場	バスケットボール場	水族館	便所	車庫	〔情報通信施設〕
		水流	その他これらに類するもの （※1）	徒渉池	バレーボール場	自然生態園	荷物預り所	材料置場	〔ヘリポート〕
		池		舟遊場	ゴルフ場	野鳥観察所	時計台	苗畑	〔係留施設〕
		滝		魚つり場	ゲートボール場	動植物の保護繁殖施設	水飲場	掲示板	〔発電施設〕
		つき山		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	標識	〔延焼防止のための散水施設〕
		彫像		遊戯用電車	温水利用型健康運動施設	野外音楽堂	その他これらに類するもの （※1）	照明施設	
		灯籠		野外ダンス場	リハビリテーション用運動施設	図書館		ごみ処理場 （廃棄物再生利用施設を含む）	※〔 〕内は省令で定めている 施設
		石組		その他これらに類するもの （※1）	ボート場	陳列館		くず箱	
		飛石			スケート場	天体・気象観測施設		水道	
		その他これらに類するもの			スキー場	体験学習施設		井戸	
					相撲場	記念碑		暗渠	
					弓場	その他これらに類するもの （※1）		水門	
					乗馬場			雨水貯留施設	
					鉄棒			水質浄化施設	
					つり輪			護岸	
休憩施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。（都市公園事業費補助の対象にはならない。）					その他これらに類するもの （※1）	遺跡等（※2） （古墳、城跡等）		擁壁	
					これらに附属する工作物 （観覧席、シャワー等）			発電施設 （環境への負荷の低減に資するもの）	
								その他これらに類するもの（※1）	

赤字：補助対象施設

※1 補助対象となる「その他これらに類するもの」は補助対象施設に位置付けられた公園施設にのみ適用される。

※2 補助対象は、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（認定歴史的風致維持向上計画にその新設又は改築が定められたものに限る。）